「佐藤康行 真我の実践会」月額定額サービスご利用規約

「佐藤康行 真我の実践会」月額定額サービスご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、「一般社団法人 佐藤康行研究所」および「一般財団法人 YS 心の再生医療研究所」が運営する「佐藤康行 真我の実践会」（以下「本会」といいます。）を通じて提供する各会員サービス（以下「会員サービス」といいます。）を、佐藤康行 真我の実践会会員（以下「会員」といいます。）が利用する場合に、共通して適用されます。

会員サービスをご利用頂くにあたっては、本規約の全文をお読み頂いたうえで、本規約の全ての条項について承諾頂く必要があります。
会員サービスをご利用頂いた場合、会員の方が本規約の内容を理解しており、かつ、本規約の全ての条項について承諾したものとみなします。

第１条　（適用）
1. 本規約は、会員サービスの利用に関する本会と会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、会員と本会の間の会員サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本会が本会ウェブサイト（第２条２項に定義）上で随時掲載する会員サービスに関するルール、諸規定等及び会員に提供した諸案内は、本規約の一部を構成するものとします。

第２条　（用語の定義）
本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。
1.「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
2.「本会ウェブサイト」とは、そのドメインが「https://www.shinga-web.com/」である本会が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず本会のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
3.「本サービス」とは、本会が提供する「佐藤康行 真我の実践会」という名称の定額サブスクリプションサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

第３条　（本サービスの利用）
1. 会員は、本規約に従って、本会の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

第４条　（入会）
1.　本会の会員になろうとするものは、本規約を承諾の上、本会ウェブサイトから入会手続きを行います。但し本会ウェブサイトからの手続きができない事情があると本会が認める場合、本会事務局へその旨連絡のうえ、書面等別の方法で入会手続きを行うことができます。
2.　会員は、1 人につき 1 つの登録とします。
3.18 歳未満の方（高校生含む。）は、入会手続に際し、親権者の署名捺印のある同意書をご提出いただきます。※原則として 15 才以上の者を会員登録対象とするが、事前に本会によって承認を得た場合はこの限りではありません。

第５条　（会員種別）
１．本会の有料会員は、次の４種とします。
（ア）個人会員／申込者本人が対象。
（イ）家族会員／申込者本人（代表者）および、本人の配偶者及び 2 親等以内の親族までが対象。詳細は本会の「家族会員規定」に定めるものとします。
（ウ）法人会員／法人の代表（代表者）と代表者の配偶者及び 2 親等以内の親族、および従業員（パート・アルバイトを含む。）が対象。　※一口 50 人を上限とし、これを超える場合は一口ごとに法人会員会費を支払うことで、上限を増やすことができます。
詳細は本会の「法人会員規定」に定めるものとします。
（エ）独立法人会員
独立法人は入会後、本会が定める諸条件を満たしてからの申請制となっており、会員サービス条件が（ウ）の法人会員とは異なります。
詳細は本会の「独立法人規約」に定めるものとします。

第６条　（月額サービス料金）
１．会員は、その種別に応じて本サービスの月額サービス料金（会費）を、本会の指定する方法で本会に支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用は会員の負担とします。
（ア）個人会員　月額 11,000 円（税込み）
（イ）家族会員　月額 22,000 円（税込み）※①家族会員規定への承諾が必要。
（ウ）法人会員　月額 33,000 円（税込み）※②法人会員規定への承諾が必要。

第７条　（支払方法）
１．会員は次の各号のいずれかの方法で、本会月額サービス料金を支払うものとします。
（ア）クレジットカード継続支払い。毎月２７日が継続支払いの決済日となります。
（イ）銀行口座自動振替（以下「口座振替」といいます。）毎月２７日が自動振替日で、該当日が土日祝日の場合は２７日以降の最初の平日となります。

２．会員は本会月額サービス料金の支払い以外の講座受講等の支払いに関しては、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
（ア）クレジットカード決済
（イ）銀行振込　振込先は本会が指定する振込先口座に支払うものとし、振込手数料等は会員が負担をします。

第８条　（支払方法の変更）
１．支払方法を変更する場合は、本会事務局へ連絡いただき、支払方法変更の手続きを行うことにより、変更ができます。
（ア）口座振替からカード継続支払いへの変更方法。
本会ウェブサイトの「クレジットカードの確認・変更」から本会月額サービス料金支払の為のカード情報登録を行います。そして、本会事務局へ連絡し、口座振替の停止手続きを行います。毎月１日から１０日の営業時間内（１８時）までに手続きを完了していただくと、当月からの支払方法変更となります。毎月１日から１０日の営業時間（１８時）より後の手続きの場合は、翌月からの支払い方法変更となります。

第９条　（入会日）
入会日の定義は、支払方法によって異なります。
（ア）本会への入会申込時に本会月額サービス料金支払方法として、クレジットカード継続支払いを選んだ場合は、入会希望者が、本会へのクレジットカード決済を行い、本会月額サービス料金を本会が受領した日とし、またこの日が「会員資格を得た日」となり、本サービス利用開始日とします。クレジットカード決済の場合に限り、入会月の本会月額サービス料金はかからず、受領した本会月額サービス料金は翌月分に充当されます。
（イ）本会への入会申込時に本会月額サービス料金支払方法として口座振替を選んだ場合は、最初の２か月分（申込当月分および翌月分）の本会月額サービス料金と口座振替手続事務手数料をお振込いただきます（なお振込手続に要する手数料は会員の負担となります。）。併せて、本会が指定する方法で、口座振替の手続きを完了していただきます。この２点を本会事務局が確認次第、入会のご連絡を電子メール等で行います。
本会事務局からの入会のご連絡が到達した日が「会員資格を得た日」となり、本サービスを受けることのできる開始日とします。

第 10 条　（利用制限及び登録抹消）
1. 本会は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、事前の通知をすることなく、会員に対して、会員サービスの全部若しくは一部の利用を制限し、又は会員としての登録を抹消することができるものとします。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
(3) その他本会が会員として適当でないと判断した場合
2. 本会は、本条に基づき本会が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 11 条 （会員 ID 及びパスワードの管理）
1. 会員は、本会ウェブサイトの会員 ID 及びパスワードを自己の責任において管理するものとします。本会は、会員ＩＤ及びパスワードが他の第三者に使用されたことによって、会員が被る損害については、一切の責任を負いません。また、会員は、会員ＩＤ若しくはパスワードを失念し又は盗まれた場合、本会に速やかに届け出を行い、その指示に従うものとします。
2. 会員は、いかなる場合にも、会員 ID 及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
3. 本会は、会員 ID 及びパスワードが正しい組み合わせでログインされた場合、その会員 ID を登録している会員によりログインされたものとみなします。

第 12 条 （利用環境の整備）
会員は、自己の費用と責任で会員サービスを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備し、適切に維持するものとします。本会は、会員がこの利用環境が準備・維持できず、会員サービスを利用できない場合の一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 （禁止事項）
1. 本会は、会員が会員サービスの利用にあたり、以下の各号の行為を行うことを禁止します。
(1) 法令、本規約又は公序良俗に違反する行為
(2) 犯罪行為に関連する行為
(3) 本会のサーバー若しくはネットワークの機能を破壊又は妨害する行為その他本会のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
(4) コンピュータウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
(5) 他の会員の個人情報等を収集又は蓄積する行為
(6) 他の会員になりすまして会員サービスを利用する行為
(7) 本会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
(8)その他本会が不適切と判断する行為

第 14 条　（退会）
会員は、本会の定める方法により、会員サービス提供期間の途中で、本会を退会することができます。
１．退会の手続き方法は、本会月額サービス料金の支払方法によって以下のとおり異なります。
（ア）クレジットカード継続支払いの場合
本会ウェブサイトマイページよりご自身で退会手続きを行います。手続きが完了すると同時に退会となり、会員資格を失います。退会手続きが本会月額サービス料金支払いの自動更新日である毎月２７日の決済日以降に行われた場合は翌月分の本会月額サービス料金決済がすでに完了されています。その場合は、決済された本会月額サービス料金は返金されません。
（イ）口座振替の場合
退会を希望される場合、会員様ご本人が本会事務局へ電話又はメールにて連絡し、事務局へ退会意思が受領される必要があります。口座振替の停止手続きの関係上、退会の連絡は「毎月１日から１０日の１８時」までに行われた場合に限り、当月末日の退会となります。
「毎月１日から１０日の１８時」より後の申し出の場合、翌月末日の退会となります。
※一度引落しされた本会月額サービス料金は返金されません。
２．会員サービス権利の抹消
退会されると、全ての会員特典を失い、マイページには一切アクセスできなくなり、会員サービス権利の全てが抹消されます。
３．再入会
ご本人が本会事務局へ電話又はメールにて連絡していただくことで、いつでも再入会できます。新たな会員登録は必要なく、以前ご入会時の会員情報（お客様情報、受講歴）で再入会することができます。その場合、クレジットカード決済、口座振替のどちらの場合においても、再入会当月の月額サービス料金がかかり、受領した月額サービス料金は再入会月分に充当されます。口座振替の場合は、口座振替事務手数料が再度かかります。

第 15 条　（休会）
１．休会制度は、退会と異なり、会員特典の保持、マイページへのアクセスが可能な状態で本会月額サービス料金の支払いを停止する制度（休会期間中については本会月額サービス料金は発生しません。）です。
２．会員は本会ウェブサイトマイページ上から休会手続を行うことにより休会することができます。休会期間は最大３カ月間とします。休会期間満了時に本会月額サービス料金支払手続き行うことで、会員サービスを再開して受けることができます。

第 16 条　（月額サービス料未納）

１．会員が本会月額サービス料金の支払を遅滞した場合、翌月中に前月未納分と合わせて２か月分の月額サービス料金を一括して支払う必要があります。２か月連続して本会月額サービス料金の支払いがされなかった場合、本会事務局が遅滞を確認したその日から自動的に休会となります。会員が休会期間中（最大で３ヵ月間）に滞納している費用の全額（２か月分の月額サービス料金）の支払い完了した場合、会員資格が継続し、支払いを完了しない場合には、休会期間満了時に退会となります。支払遅滞した場合の手続きは以下のとおり支払い方法によって異なります。

（ア）クレジットカード継続支払いの場合

決済日に決済が出来なかった場合、翌月の決済日までに本会ウェブサイトマイページから、クレジットカード再登録をしていただくことで未払い分を決済します。再登録による未払い分の決済が完了するまでは、マイページにログインはできますが、講座申込やデジタル動画を視聴する事はできなくなります。翌月の決済日までにカード再登録がない場合は、自動的に休会となります。

（イ）口座振替の場合

振替日に未納の場合、翌月に２か月分の引落しになります。２か月連続して引落しの確認が出来なかった時点で自動的に休会となります。また、翌月に前月未納分の支払いがないまま自動振替で１カ月分だけ支払いされた場合は、前月の未納分の支払いに充当されます。翌月分の会員期限の更新にはさらに１カ月分の支払いをしなければならず、２か月連続して未納の場合、自動的に休会となります。

２．未払いによる退会からの再入会

月額利用料未納分が未払いの状態での再入会をご希望される場合は、未払い分全額の支払いを完了してからの再入会となります。

第１７条　（除名）

1. 本会は、会員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に催告することなく、当該会員を除名することができます。

①本規約の条項に違反した場合

②支払停止若しくは支払不能となった場合

③租税公課の滞納処分を受けた場合

④死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合

⑤本会からの連絡に対して応答がない場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本会に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに本会に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第１８条　（保証の否認及び免責）

1.本会は、本規約で別段の定めがある場合を除き、会員サービスの効果につき如何なる保証も行うものではありません。
2.本会は、会員が会員サービスを利用し、又は利用できなかったことに関連して会員が被った損害につき、本会の責に帰すべき場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
3.会員が本会から直接又は間接に、会員サービス、本会ウェブサイトその他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、本会は会員に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
4.会員は、会員サービスを利用することが、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、本会は、会員による会員サービスの利用が、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
5.会員サービス又は本会ウェブサイトに関連して会員とその他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、会員の責任において処理及び解決するものとし、本会の責に帰すべき場合を除き、本会はかかる事項について一切責任を負いません。
6.本会は、本会による会員サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更､会員サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他会員サービスに関連して会員が被った損害につき、本会の責に帰すべき場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
7.本会ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから本会ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、本会は、本会ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して、本会の責に帰すべき場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
8.本会は、本会の合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含みますがこれらに限定されません。）により会員サービスを履行できない場合、その状態が継続する期間中会員に対し債務不履行責任を負わないものとします。
9.会員サービスの利用、相談に対する返答やアドバイスにより何らかの不都合、不利益が発生し、または損害を被った場合でも、本会はそれに対し一切の責任を負いません。
10.本会が何らかの理由によって会員に損害賠償責任を負う場合であっても、通常生じうる直接損害の範囲内であり、かつ、有料サービスにおいては代金額(継続的サービスの場合には１か月分相当額)の限度においてのみ賠償の責任を負うものとします。

第１９条　会員の賠償等の責任
1. 会員は、本規約に違反することにより、又は会員サービスの利用に関連して本会に損害を与えた場合、本会に対しその損害を賠償しなければなりません。

第 20 条　個人情報の取扱い
1. 本会による会員の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める「個人情報」を意味します。）の取扱いについては、別途定める本会のプライバシーポリシーの定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って本会が会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。
2. 本会は、会員が本会に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、本会の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれを予め承諾します。

第 21 条　（サービス内容の変更等）
本会は、会員に事前の通知をすることなく、会員サービスの内容を変更し又は提供を中止することができるものとし、これによって会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 22 条　（本サービスの提供の停止等）
1. 本会は、以下の各号のいずれかの事由があると判断した場合、会員に事前に通知することなく会員サービスの全部若しくは一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
(1) 会員サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
(2) 火災、停電又は天災等の不可抗力により、会員サービスの提供が困難となった場合
(3) コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
(4) その他本会が会員サービスの提供が困難と判断した場合
2. 本会は、会員サービスの提供の停止若しくは中断により、会員若しくは第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、一切の責任を負いません。

第 23 条　（本規約の変更）
１．本会は、必要と判断した場合には、会員の承諾を得ることなく、会員に通知することにより、本規約を追加、変更又は削除することができるものとします。
２．変更後の規約は、本会が別途定める場合を除いて、本会ウェブサイトに表示した時点より効力を生じるものとします。
３．本規約の変更の効力が生じた後にユーザーが会員サービスの利用を継続した場合、会員は全ての規約変更に同意したものとみなします。

第 24 条　（通知又は連絡）
1. 会員と本会との間の通知又は連絡は、本会ウェブサイトでの掲示又はメール等、本会が

適当と判断する方法によって行うものとします。
2. 前項に規定する方法により行った通知又は連絡は、会員サービス上での掲載又はメールの送信がなされた時点から効力を生じるものとします。会員側の設定により掲載の閲覧またはメールの受信をすることができなかったとしても、本会は一切の責任を負いません。

第 25 条　（知的財産権）
１．会員サービスに関するすべての知的財産権は本会に帰属します。
２．会員は本会の事前の承諾を得た場合を除いて、会員サービスに含まれる内容を複製、公開、譲渡、転売、転送等してはならないものとします。
３．会員が前二項に違反する行為を行った場合、会員がこれらの行為によって受けた損害に関し、本会は一切の保証をしないと同時に、会員がこれらの行為によって得た売上相当額について、損害賠償請求を行うことができます。

第 26 条　（完全合意）
本規約は、本規約に含まれる事項に関する本会と会員との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する本会と会員との事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 27 条　（本規約の有効性）
本規約の一部が無効となる場合についても、本規約のその他の規定は有効とします。
本規約の一部が、一部会員との間で無効となる場合についても、本規約はその他の会員との間では有効とします。

第 28 条　（準拠法及び専属合意管轄裁判所）
本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第 29 条　（協議解決）
本会及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2022 年 4 月 1 日最終改訂】

---

①家族会員規定

第１条　（適用）
１．家族会員規定は、家族会員サービスを提供する条件を定めることを目的とします。
２．家族会員規定は、「佐藤康行真我の実践会」月額定額サービスご利用規約（以下「本規約」といいます。）に付帯して適用されます。

第２条　（規約の変更）
家族会員規定の変更に関しては、本規約第 23 条(本規約の変更)が適用されます。

第３条　（定義）
本規約において定義された用語の意味は、家族会員規定においても同一の意味を有します。

第４条　（家族会員サービス）
１．家族会員サービスとは、月額税込 22,000 円の会費を納める本人と、本人の配偶者及び本人が指定する２親等までの親族が会員となることができる月額定額制会員サービスのことをいいます。
家族会員は、以下の各号に定める家族会員代表者（以下「代表者」といいます。）と家族会員メンバー（以下「メンバー」といいます。）で構成されます。
（ア）家族会員代表者とは、本会の定めた入会方法により、家族会員の入会登録を完了し、月額会費の継続支払いの手続きが完了し、有料会員となった者をいいます。
（イ）メンバーとは、家族会員代表者の指定する配偶者及び２親等以内の親族が本会の会員条件を満たす場合において、本会の定めた方法により、代表者によってメンバー会員登録された会員をいいます。
２．家族会員代表者とメンバーはそれぞれ本会の会員サービスを受けることができますが、本会からの通知・連絡は原則として、全て家族会員代表者のみに行うものとします。但しメンバーが受講者として申込している講座の連絡に関しては、この限りではありません。
３．家族会員代表者とメンバーとが配偶者又は２親等以内の親族でなくなった場合は、メンバーの資格を喪失します。
その場合、新たに個人会員・家族会員・法人会員のいずれかに会員登録をし、有料会員となることで、会員資格を継続することができます。

第５条　（家族会員の義務）
１．家族会員代表者はメンバーに対し、家族会員代表者の責任において本規約および家族会員規定を遵守させるものとします。
２．家族会員代表者はメンバーの行為についても、本会に対して責任を負います。
３．家族会員代表者がメンバーを登録した時点で、メンバーも本会の規約に承諾したものとします。

第６条　（メンバー登録）
家族会員代表者が、配偶者または２親等以内の親族をメンバーとして登録を行う方法は、以下のとおり本会の定める方法により、本会ウェブサイトのマイページから行います。家族会員代表者はメンバー登録に際して次の各号に掲げる事項について入力する必要があります。
（ア）メンバーとなる者の氏名
（イ）メンバーとなる者の生年月
（ウ）メンバーとなる者の電話番号
（エ）メンバーとなる者の続柄

第７条　（家族会員マイページＩＤおよびパスワード）
１．家族会員の本会ウェブサイトのマイページＩＤおよびパスワードは、家族会員代表者のみに付与されます。家族会員代表者は自らの責任において、家族会員代表者としてのマイページＩＤおよびパスワードを、必要に応じてメンバーに共有します。
２．家族会員マイページＩＤおよびパスワードの管理および使用は家族会員代表者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、本会は一切その責を負いません。

第８条　（メンバーの講座申込方法）
１．メンバーの講座申込は、家族会員代表者のマイページにログインして行います。講座申込を行う際に、講座を申し込むメンバーをプルダウンから選択します。マイページがメンバーへ切り替わり、メンバーの講座申込を行うことができます。申込は原則として家族会員代表者が行います。
２．申込完了時の自動返信メールは、家族会員代表者の登録メールアドレスに届きます。それ以外のアドレスに自動返信メール、受講情報の送信を希望する場合は、各講座申込の都度、サブメールアドレスを入力していただくことで自動返信メール、リマインドメールが届きます。
３．メンバー自身が申込を行う場合は、家族会員代表者がメンバーへマイページＩＤおよびパスワードの共有を行い、メンバーがログインし、自身の講座申込を行います。

第９条　（メンバーの受講料金の支払方法）
１．メンバーの受講料金の支払は、原則として家族会員代表者が行うものとし、クレジットカード決済、または銀行振込によります。
２．メンバー自身が講座料金の支払いを行う場合、銀行振込のみとなります。

第１０条　（メンバーのデジタル動画コンテンツ利用）

メンバーがマイページメニューのデジタル動画コンテンツを利用する場合は、家族会員規定第７条（家族会員マイページＩＤおよびパスワード）に定めるとおり、代表者の責任の下で行われるものとします。

第１１条　（メンバー会員への通知義務）
家族会員代表者が、個人会員へ会員種別変更する場合または本会を退会したときは、メンバーも会員としての登録を削除されます。その場合、家族会員代表者からすべてのメンバーに対してその旨の通知を行います。
※本会の家族会員サービスでは、メンバーのメールアドレス情報を本会は取得も保有もせず、よって本会からメンバーへの通知は行われません。本会からの直接の通知は原則として家族会員代表者のみへ行われます。

第１２条　（メンバーの種別変更）
家族会員のメンバーは、家族会員メンバーから独立して、会費を支払うことで個人会員、家族会員、法人会員として会員種別を変更、登録することができます。

【2022 年 4 月 1 日最終改訂】

---

②法人会員規定

第１条　（適用）
１．法人会員規定は、法人会員サービスを提供する条件を定めることを目的とします。
２．法人会員規定は、「佐藤康行真我の実践会」月額定額サービスご利用規約（以下「本規約」といいます。）に付帯して適用されます。

第２条　（規約の変更）
法人会員規定の変更に関しては、本規約第 23 条(本規約の変更)が適用されます。

第３条　（定義）
本規約において定義された用語の意味は、法人会員規定においても同一の意味を有します。

第４条　（法人会員サービス）
１．法人会員サービスとは、月額税込 33,000 円の会費を納める法人の代表者と、法人の指定する法人の従業員（パート・アルバイトを含む。）並びに代表者の配偶者及び２親等までの親族が会員となることができる月額定額制会員サービスのことをいいます。

法人会員は、以下の各号に定める「法人会員代表者」（以下「代表者」といいます。）と「法人会員メンバー」（以下「メンバー」といいます。）で構成されます。
（ア）代表者とは、本会の定めた入会方法により、法人会員の入会登録を完了し、月額会費の継続支払いの手続きが完了し、有料会員となった者をいいます。
（イ）メンバーとは、代表者の法人の従業員（パート・アルバイトを含む。）並びに代表者の配偶者及び２親等以内の親族が会員条件を満たす場合、本会の定めた方法により、代表者によってメンバー会員登録された者をいいます。ただし、登録できる人数は５０人を上限とします。
※５０名を超えてメンバー登録を行おうとする場合は、追加の法人会費として月額 33,000 円をお支払いいただくことで、さらに 50 名のメンバーを追加登録することができます。
２．代表者もメンバーもそれぞれが本会の会員サービスを受けることができますが、本会からの会員への直接の通知・連絡は原則として、全て代表者のみに対して行うものとします。（但しメンバーが受講者として申込している講座の連絡に関しては、この限りではありません）
３．法人会員においては、メンバーの従業員が退職した場合は、退職時にメンバーとしての資格を喪失します。
退職したメンバーは、新たに個人会員・家族会員・法人会員のいずれかに会員登録をし、有料会員となることで、会員資格を継続することができます。

第５条　（法人会員の義務）
１．代表者はメンバーに対し、代表者の責任において本規約および法人会員規定を遵守させるものとします。
２．代表者はメンバーの行為についても、本会に対して責任を負います。
３．代表者がメンバーを登録した時点で、メンバーも本会のすべての規約に同意したものとします。

第６条　（メンバー登録）
代表者が、従業員並びに代表者の配偶者及び２親等以内の親族をメンバーとして登録を行う方法は、以下、本会の定める方法により、本会ウェブサイトのマイページから行います。
メンバー登録には次の各号に掲げる事項について入力していただきます。
（ア）メンバーとなる者の氏名
（イ）メンバーとなる者の生年月
（ウ）メンバーとなる者の電話番号
（エ）メンバーとなる者の役職

第７条　（法人会員マイページＩＤおよびパスワード）

１．法人会員の本会ウェブサイトのマイページＩＤおよびパスワードは、代表者のみに付与されます。代表者は自らの責任において、法人会員代表者としてのマイページＩＤおよびパスワードを、必要に応じてメンバーに共有します。
２．法人会員マイページＩＤおよびパスワードの管理および使用は代表者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、本会は一切その責を負いません。

第８条　（メンバーの講座申込）
１．メンバーの講座申込は、代表者のマイページにログインして行います。講座申込を行う際に、講座を申し込むメンバーをプルダウンから選択します。マイページがメンバーへ切り替わり、メンバーの講座申込を行うことができます。申込は原則として代表者が行います。
２．申込完了時の自動返信メールは、代表者の登録メールアドレスに届きます。それ以外のアドレスに自動返信メール、受講情報の送信を希望する場合は、各講座申込の都度、サブメールアドレスを入力していただくことで自動返信メール、リマインドメールが届きます。
３．メンバー自身が申込を行う場合は、代表者がメンバーへマイページＩＤおよびパスワードの共有を行い、メンバーがログインし、自身の講座申込を行います。

第９条　（メンバーの講座料金の支払方法）
１．メンバーの講座料金の支払は、代表者が原則として行うものとし、クレジットカード決済、または銀行振込によります。
２．メンバー自身が講座料金の支払いを行う場合、銀行振込のみとなります。

第１０条　（メンバーのデジタル動画コンテンツ利用）
メンバーがマイページメニューのデジタル動画コンテンツを利用する場合は、法人会員規定第７条（法人会員マイページＩＤおよびパスワード）に定めるとおり、代表者の責任の下で行われるものとします。

第１１条　（メンバー会員への通知義務）
法人会員の代表者が、家族会員、個人会員へ会員種別変更する場合または本会を退会したときは、変更内容に応じたメンバーの変更登録又は退会処理が行われます。その場合、代表者からすべてのメンバーに対してその旨の通知を行います。
※本会の法人会員サービスでは、メンバーのメールアドレス情報を本会は取得も保有もせず、よって本会からメンバーへの通知は行われません。本会からの直接の通知は原則として代表者のみへ行われます。

第１２条　（メンバーの種別変更）
法人会員のメンバーは、法人会員メンバーから独立して、会費を支払うことで個人会員、家

族会員、法人会員として会員種別を変更、登録することができます。

【2022 年 8 月 31 日最終改訂】